

二回最低一回なりしを以て山家村人夫は其の差額の甚しきを憤慨し山家村長に對して左記事項の趣旨を要求し賃金問題解決迄同盟罷業を申合せ一月二十九日より山家村人夫全員六十七名罷業を決行す

九、要求事項

1、賃金値上

2、他村よりの人夫解雇

(請負人行武派の人夫を減少し山家村村民を採用すること

3、本工事は行武兵次郎の請負事業なるや

十、争議の経緯

罷業者側代表は縣廳を訪問説明を求め更に山家村長等と共に土木管區事務所當局と會見數回接衝の結果左記回答を得て二月四日より全員就業することとなりて解決せり。

十一、解決條件

1、請負人配下の人夫は相當の経験者なるを以て高給なるも

山家村人夫は就業日淺く能力不明に付今後能力に應じ漸次賃金の値上をすること

2、短期間に竣工すべきに付相當の経験者を要するを以て、

山家村人夫十人に付一人位の熟練者を殘し解雇すること

3、本工事は行武兵次郎の請負事業にはあらずるも、トロ、レール等の材料を有し且つ経験者たる關係上同人を使用せり